東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例） 第十三条　（略） ２　法第百三条第一項の政令で定める日は、令和九年三月三十一日とする。 ３～７　（略）	（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例） 第十三条　（略） ２　法第百三条第一項の政令で定める日は、令和八年三月三十一日とする。 ３～７　（略）